

1 高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。なお、手続きには市区町村窓口への申請が必要となります。

○後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが「0円」の場合は対象となりません。

○支給額が500円以下の場合は支給されません。

◆自己負担限度額表

負担割合	区 分	自己負担額の合計の基準額	
3割	現役並み所得者	67万円	
1割	一 般	56万円	
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ※1	31万円
		区分Ⅰ※2	19万円

【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

※1：世帯全員が住民税非課税である方

※2：世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または高齢福祉年金を受給している方

○申請される方は、保健福祉課保険グループまでお申し出ください。

【申請に必要な物】 ①広域連合から送付される申請書 ②印鑑（シャチハタ等以外）③通帳

2 医療費通知を全受診者へ送付します

広域連合では被保険者の皆様の医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を、対象期間に医療機関等を受診した全ての被保険者の皆様へお送りします。

発送月は、9月と3月の年2回です。

【イメージ図】

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費総額	自己負担額
H 29年 1月	○○病院	医療外来	1	18,000	1,800
H 29年 2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000
合 計				28,000	2,800

※この通知は皆様の受診状況についてお知らせするもので、請求書ではありません。

◆医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- 健康診査など、皆様の健康保持・増進に役立つ情報をお知らせします。
- 診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

◆後期高齢者医療制度に関するお問い合わせ先◆

◆北海道後期高齢者医療広域連合

住所 〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
電話 011-290-5601

◆保健福祉課保険グループ

電話 35-2120